

光市記者発表資料

令和7年6月16日

件名

「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」の締結について

内容

近年、夏季において、全国的に過去に例のない危険な暑さにより、健康にかかる重大な被害が懸念される状況となっています。

本市においても例外ではなく、熱中症特別警戒アラート発表時の暑さ対策の一つとして、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定を進めており、これまで公共施設をクーリングシェルターに指定しています。

この度、市は日本郵便株式会社と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」を締結し、市内10局の郵便局施設を、民間のクーリングシェルターとして指定しました。

記

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 協定名 | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定 |
| 2 | 協定締結相手先 | 日本郵便株式会社 光市内郵便局代表
光室積郵便局長 大木 幹 夫 |
| 3 | 協定内容 | 熱中症特別警戒アラート発表時、対象施設を一般に開放 |
| 4 | 対象施設 | 市内郵便局（10局） ※詳細は別紙のとおり |
| 5 | 協定締結日 | 令和7年6月16日（月） |
| 6 | その他 | 協定調印式は行いません。 |

【クーリングシェルターについて】

熱中症特別警戒アラート発表時に、避難施設として一般に開放される施設のこと。

【熱中症特別警戒アラートについて】

各都道府県において、すべての暑さ指数（WBGT）情報提供地点で、暑さ指数が35以上になると予測された場合に発表されるもので、広域的に過去に例のない危険な暑さを想定。

◆問合せ◆ 担当課：環境市民部環境政策課環境政策係
担当者：村上 電話：(0833) 72-1465

【対象施設（民間クーリングシェルター）】

施設名	所在地	開放可能日時	受入可能人数
光室積郵便局	光市室積三丁目 2 番 17 号	平日 10 時～16 時 (土日祝日除く) ※郵便局の営業時間内	2 人
島田市郵便局	光市島田二丁目 13 番 5 号		3 人
岩田郵便局	光市大字岩田 154 番地 1		4 人
光島田郵便局	光市上島田三丁目 11 番 20 号		3 人
光郵便局	光市中央四丁目 1 番 1 号		6 人
束荷郵便局	光市大字束荷 1257 番地 5		2 人
大和塩田郵便局	光市大字塩田 1935 番地 1		3 人
周防郵便局	光市大字小周防 1641 番地		2 人
光浅江郵便局	光市浅江三丁目 18 番 1 号		2 人
光虹ヶ丘郵便局	光市虹ヶ丘一丁目 10 番 14 号		2 人